

阿賀野市告示第63号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月19日

阿賀野市長 加藤博幸

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| 1 | 区域決定の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 2 | 供用開始の路線及び区間 | 別紙のとおり |
| 3 | 供用開始の期日 | 令和7年3月19日 |

区域決定

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
小境集落線	小境字家ノ浦 251 番 1 地先	小境字杉ノ元 207 番 1 地先	534.8	4.3～ 9.9	
松井町 4 線	安野町 235 番 2 地先	安野町 235 番 2 地先	64.9	6.0～ 10.5	
島田 1 号線	島田字川添 410 番地先	島田字川添 410 番地先	42.0	4.0～ 4.1	

供用開始

路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	重要な 経過地
小境集落線	小境字家ノ浦 251 番 1 地先	小境字杉ノ元 207 番 1 地先	534.8	4.3～ 9.9	
松井町 4 線	安野町 235 番 2 地先	安野町 235 番 2 地先	64.9	6.0～ 10.5	
島田 1 号線	島田字川添 410 番地先	島田字川添 410 番地先	42.0	4.0～ 4.1	